

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の学校法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、教師として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場から自家用車を運転して帰宅する途中、横から飛び出してきた乗用車と衝突して負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。請求人は、同日、C病院に受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、頸椎捻挫、腰椎捻挫等により「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差支えがあるもの」に該当する疼痛が残存しているものと認め、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の12とする旨の処分をした。

請求人は、その後、平成〇年〇月〇日の治癒以降、頭部、頸部等に係る自覚的症状が増悪したとして、「外傷性脳損傷」の傷病名にて再発に係る療養給付請求を行ったところ、監督署長は再発と認め、療養の結果、平成〇年〇月〇日再治癒（症状固定）となった。

請求人は、再治癒後、外傷性脳損傷に伴う高次脳機能障害等の障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、本件通勤災害によ

り請求人に外傷性脳損傷が生じたものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件通勤災害により請求人に重度の軽度外傷性脳損傷が生じたことは明らかで、高次脳機能障害については、障害等級第5級に相当する旨を主張する。

(2) 本件通勤災害による受傷の状況について、請求人は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、エアバックか何かに頭部をぶつけたらしく、運転中にかけた眼鏡の右側の柄の付け根部分が破損しており、恐らく右側頭部をぶつけたと思う旨述べている。

他方、請求人は、平成〇年〇月〇日付け供述調書において、エアバックにより右腕を打撲し、事故の翌日になると「首、腰」にも痛みが出てきたと述べるものの、頭部を受傷した旨の申述はない。また、平成〇年〇月〇日監督署受付第三者行為災害届においても、右前方からの衝突で、頭や体を強く振られ、首と腰を負傷したとしており、衝突によっていわゆるむちうち状態になったとは推認できるものの、頭部がどこかにぶつかったとは記載されていない。さらに、

本件通勤災害の直近とはいえないものの、平成〇年〇月にD病院で行われた頭部のMRI造影検査の結果では、異常は認められていない。

(3) E医師は、障害給付支給請求書裏面診断書において、請求人の障害の状態として、左不全片麻痺、味覚喪失、軽度の嚥下障害、神経因性膀胱、高次脳機能障害が残存し、精査の結果、外傷性脳損傷と確定したとしている。請求人には、画像所見上、異常は認められないところ、こうした画像所見が認められない場合であっても、軽度外傷性脳損傷（以下「MTBI」という。）に該当する事案については、障害等級第14級を超える高次脳機能障害が残存する可能性が示唆されていることから、本件についても、一応MTBIに該当するか否か検討すると、以下のとおりである。

(4) 請求人は、上記聴取書及び平成〇年〇月〇日付け審査請求理由書（その2）において、WHO診断基準に示された、錯乱、見当識障害、意識喪失及び外傷後健忘のいずれもあった旨を主張している。

もともと、請求人は、本件通勤災害による受傷後の状況に関し、上記聴取書において、「事故後はパニック状態で、その後も体に力が入らず、煙が充満した室内でしばらく身動きできませんでした。何分経過したかわかりませんが、警察に電話をして、その後もずっと車の中でぼーとしておりました。」と述べており、事故直後において、錯乱や見当識障害があったとは認められない。また、請求人が申述する受傷後の状況を更に詳細にみると、上記供述調書において、「相手車はその場から後退して空地を抜け出し、左方の歩道を進行してF方面へ逃走してしまいました。」、「相手車は逃走するときに左前輪辺りから煙を上げて逃走して行きました。」等と述べており、第二当事者の逃走状況について相応に具体的な申述を行っている。加えて、上記聴取書によれば、請求人は、自ら親や警察、更には保険会社にまで電話して、両親が警察より早く現場に到着したこと、親から「寝てろ」と言われたが会話は交わしていないことなども記憶し、さらには、警察の実況見分において、事故の状況に関し、どの位置で衝突したかなど詳しく聞かれ、請求人が第二当事者を早く追ってくれと言ったものの聞いてくれなかったなどとも述べている。

以上のような請求人の具体的な申述内容を踏まえると、当審査会としても、請求人に錯乱や見当識障害、意識喪失ないし外傷後健忘があったと合理的に推認することはできないものと判断する。

(5) 請求人は、上記審査請求理由書（その2）において、受診した複数の医療機関において、明確な中枢神経症状を訴えており、WHO診断基準に示された一過性の神経学的異常があったのみならず、恒久的な中枢神経の異常と認められる症状を事故直後から訴えていた旨主張している。

しかしながら、事故当日に受診したC病院の診療録を精査するも、請求人にWHO診断基準に示された一過性の神経学的異常があったものと推認するに足る記述は認められない。

なお、一般的に外傷による神経症状、神経損傷は、外傷時から生じるものであり、期間を経て神経症状、神経損傷を生じることはないと考えるのが妥当であり、請求人の事故後の状態に関する文書（平成〇年〇月〇日現在）に記載された自覚症状には、請求人が平成〇年〇月〇日作成聴取書において述べるところの左半身麻痺、頻尿等の下半身障害や記憶力低下といった症状は記載されていないことから、これらの症状を本件通勤災害によるものとするには、医学的に矛盾があるものと判断する。

(6) 上記（4）及び（5）のとおりであるから、WHO診断基準に照らし、請求人に錯乱や見当識障害、意識喪失、外傷後健忘、さらには、一過性の神経学的異常のいずれもあったとは認められないとしたG医師の意見は妥当であって、当審査会としても、請求人が本件通勤災害を原因としてMTBIを発症したものと認められないと判断する。

なお、請求人は、上記供述調書や平成〇年〇月〇日作成聴取書の内容等に疑義がある旨主張するが、請求人は、これらの文書の内容について、誤りがないものとして署名押印をしていることから、当審査会として、請求人の当該主張を勘案することはできず、請求人のその他の主張も上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。